

秦野伊勢原医師会居宅介護支援事業所 料金表
 (秦野伊勢原医師会居宅介護支援事業所 運営規定第7条に係る別紙)

令和6年9月1日現在

※居宅介護支援業務は、原則として報酬額の全額が介護保険から事業者へ直接給付されるため(法定代理受領)、利用者負担料金はありません。

※利用者に介護保険料の滞納等の理由により法定代理受領ができなくなった場合、利用料金の全額(10割)支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
 サービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、払い戻しをうけられます。

※通常のサービス提供地域を超えて行う居宅支援に要した訪問交通費の利用者負担は、ありません。

基本	居宅介護支援費 I	要介護1・2	1086 単位/月	11,316 円/月
		要介護3・4・5	1411 単位/月	14,702 円/月

加 算	特定事業所加算(Ⅱ)	中重度者や支援困難ケースへの対応、専門性の高い人材の確保など、公正中立で質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するための加算です。	421 単位/月	4,386 円/月	
	初回加算	初回もしくは区分が2段階以上変更になった場合。	300 単位/月	3,126 円/月	
	入院時情報連携加算	病院等に入院した際に、必要な情報提供を入院先に行った場合。	当日	250 単位/月	2,605 円/月
			3日以内	200 単位/月	2,084 円/月
	退院・退所加算	病院・施設等から退所する際、在宅生活において必要な情報提供を受けた場合。 (入院または入所中に1回を限度とする)	(Ⅰ)イ	450 単位/月	4,689 円/月
			(Ⅰ)ロ	600 単位/月	6,252 円/月
			(Ⅱ)イ	600 単位/月	6,252 円/月
			(Ⅱ)ロ	750 単位/月	7,815 円/月
	(Ⅲ)	900 単位/月	9,378 円/月		
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、病院職員と共に居宅訪問し、カンファレンスを行った場合。	200 単位/月	2,084 円/回	
ターミナルケアマネジメント加算	同意を得た利用者に対し、必要な連絡体制を取った上で、居宅介護支援を行った場合。	400 単位/月	4,168 円/月		
通院時情報連携加算	診察の際に同席し、必要な情報提供を行った場合。	50 単位/月	521 円/月		
委託連携加算	介護予防サービス計画の作成を委託を受けた場合に、利用者1人につき1回のみ算定。	300 単位/月	3,126 円/回		
減 算	特定事業所集中減算	事業所の訪問介護サービス等提供総数の内、同一事業所によりサービス提供された割合が80%を超えた場合。	200 単位/月	-2,084 円/回	